

焼津市告示第 173 号

令和 6 年度 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 25 日

焼津市長 中野 弘道

令和 6 年度 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 市長は、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止することにより、被害の減少と市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカー等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第 1 号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「感震ブレーカー等」とは、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（J W D S 0007付 2）の規格に適合する構造及び機能を有する感震ブレーカー及び一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有する感震ブレーカー並びに感震ブレーカーを内蔵する分電盤をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 焼津市内にある住宅を所有し、又は当該住宅に居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする個人であって、その設置を次に掲げる条件を満たす事業者に依頼するもの（ただし、賃貸目的の集合住宅への設置にあつては、当該住宅の居住者に限る。）

ア 志太榛原電気工事事業協同組合又は静岡県電機商業組合に加盟していること。

イ 電気工事士の資格を有する者が所属していること。

ウ 焼津市内又は藤枝市内に本社又は事業所を有していること。

(2) 焼津市内で自らが居住するための住宅（戸建てに限る。）を新築し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする個人

(補助の対象としない住宅)

第 4 条 前年度以前に感震ブレーカー等の設置に係る補助金の交付対象となった住宅については、対象外とする。

(補助の対象及び補助額)

第5条 補助の対象は、感震ブレーカー等の購入及び設置工事に要する経費とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

2 第3条第1号の規定により補助金の交付を受けようとする者に対する補助額は、補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数切捨て)で、2万円を上限とする。

3 第3条第2号の規定により補助金の交付を受けようとする者に対する補助額は、1万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の着工前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書(第1号様式)

イ 感震ブレーカー等の設置に係る見積書の写し(第3条第1号の規定により補助金の交付を受けようとする者に限る。)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和7年1月31日まで

2 自己の所有に係る住宅以外に居住する者が申請をする場合は、あらかじめ当該住宅の所有者又は管理者から感震ブレーカー等の取付けについての承諾を得なければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しないとき又は補助事業の実施が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対

象者」という。)は、前条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各1部

ア 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請変更・取下げ承認申請書(第3号様式)

イ 変更見積書の写し(第3条第1号の規定により補助金の交付を受けようとする者が変更の承認を受けようとする場合に限る。)

ウ その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第10条 市長は、前条の規定による変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更の承認をするときは、焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請変更・取下げ承認通知書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業完了報告書(第5号様式)

イ 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真(第3条第2号の規定により補助金の交付を受けようとする者にあつては、施工後の状況が確認できる写真)

ウ 領収書の写し(第3条第1号の規定により補助金の交付を受けようとする者に限る。)

エ 設置を証明する書類(第3条第2号の規定により補助金の交付を受けようとする者に限る。)

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日まで

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地を調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(請求の手續)

第13条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助対象者は、補助金を請求す

るときは、焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求書の提出期限は、前条の規定による焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日までとする。

（補助金の交付の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助を受けた者であるときは、補助額の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助がなされているときは、当該補助対象者に対し、当該取消しに係る補助額の部分を、期限を定めて返還させるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

第1号様式（第6条関係）

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

〒

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 設置予定製品等について

| | | |
|--------------------|---|--------------|
| 購入・設置予定製品 | メーカー名 | |
| | 製品・品番号 | |
| 購入・設置に要する金額（税込金額） | 金 | 円 |
| | ※新築時に設置した場合は不要 | |
| 設置工事事業者 | | |
| 申請金額 | 金 | 円 |
| | ※「購入・設置に要する金額」×2/3（千円未満切捨て）上限2万円 ※新築時に設置した場合は一律1万円 | |
| 着工 / 完了予定 | 着工 | 年 月 / 完了 年 月 |
| 分電盤自体を取り換える場合はその理由 | 申請者に取換説明を行いました。（レ点チェック） <input type="checkbox"/> 工事事業者から取換説明を聞き、分電盤自体を取換えます。 名前 <input type="text"/> 印 <input type="text"/> | |
| 添付資料 | 見積書の写し（新築時に設置した場合は不要） その他市長が必要と認める書類 | |

2 設置場所となる住宅区分（該当を○で囲む）

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> ①持ち家 <input type="checkbox"/> ②借家 <input type="checkbox"/> ③アパート <input type="checkbox"/> ④公営住宅 |
|--|

3 所有者又は管理者の承諾（2で①持ち家以外の場合に記入）

| |
|---|
| 私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。 年 月 日 |
| 所有者又は管理者 住 所 氏 名 印 |

（注）支払い方法については、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段を使用しないこと。

焼 一 号
年 月 日

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付・不交付決定通知書

様

焼津市長

年 月 日付けで申請のあった焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金について、
下記のとおり 交付する ことに決定したので通知します。
交付しない

記

- 1 交付対象 感震ブレーカー等 1台
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 設置業者
住 所
名 称
電 話
- 4 理由（不交付の場合）

年 月 日

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請変更・取下げ承認申請書

（宛先）焼津市長

住所
申請者 氏名
電 話 （ ）

年 月 日付けで交付の決定のあった焼津市感震ブレーカー等設置推進事業について、
下記のとおり 変更
取下げ をしたいので申請します。

記

1 届出の内容（該当するものに○印をつけてください。）

- (1) 交付申請の取下げ
- (2) 交付申請の内容変更

変更の内容

2 交付申請の変更又は取下げの理由

（添付書類） 変更見積書の写し（変更の承認を受けようとする場合に限る。）
その他市長が必要と認める書類

焼 一 号
年 月 日

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請変更・取下げ承認通知書

様

焼津市長

年 月 日付で 変更 取下げ の承認申請があった焼津市感震ブレーカー等設置推進
事業について、下記のとおり 承認する 承認しない とに決定したので通知します。

記

1 承認内容

2 理由（不承認の場合）

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業完了報告書

| | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 年 月 日 | |
| (宛先) 焼津市長 | |
| 住 所 | |
| フリガナ | |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | |
| 補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。 | |
| 補助事業の名称 | 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業 |
| 補助決定額 | 金 円 |
| 補助申請額 | 金 円 |
| 補助交付決定日 (変更承認日) | 年 月 日付け 焼 一 号 (年 月 日付け 焼 一 号) |
| 設置完了日 | 年 月 日 |

(添付書類)

- 1 設置工事の施工前及び施工後の状況が確認できる写真（第3条第2号の規定により補助金の交付を受けようとする者にとっては、施工後の状況が確認できる写真）
- 2 領収書の写し（第3条第1号の規定により補助金の交付を受けようとする者に限る。）
- 3 設置を証明する書類（第3条第2号の規定により補助金の交付を受けようとする者に限る。）
- 4 その他市長が必要と認める書類

焼 一 号
年 月 日

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付確定通知書

様

焼津市長

年 月 日付けで完了報告書の提出があった焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第7号様式（第13条関係）

焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金請求書

| | |
|--|-------------------|
| 年 月 日 | |
| (宛先) 焼津市長 | |
| (申請者) 住 所 | |
| 氏 名 ㊟ | |
| 電 話 () | |
| (口座振替先) 金融機関名 | |
| 本・支店名 | |
| フリガナ | |
| 口座名義人 | |
| 口座種別 普通・当座 | |
| 口座番号 No. | |
| 次のとおり請求します。 | |
| 補助事業の名称 | 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業 |
| 請 求 金 額 | 金 円 |
| 補助交付確定日 | 年 月 日付け 焼 一 号 |